主 文

申立人の昭和四六年七月三〇日付集団示威運動許可申請に対し、被申立人が同年 八月三日付でなした右集団示威運動の終点を平和大橋東詰付近南側緑地帯と変更し て、同所より平和公園正面入口までの部分につき不許可にした処分のうち、平和大 橋東詰から平和公園正面入口手前までの部分(別紙図面赤線部分)につき、その効 力を停止する。

申立人のその余の申立を却下する。申立費用は被申立人の負担とする。

理 由

一、申立の趣旨および理由 別紙(一)に記載のとおり 二、被申立人の意見

別紙(二)に記載のとおり 三、当裁判所の判断

中立人は被申立人では、 一ないである。とれて、 一ないである。にあれて、 一ないである。にある。にある。にある。にある。にあるで、 一ないでは、 一な

4、以上の理由により本件申立は主文掲記の範囲内においては本案について理由がないとはいえないので正当としてこれを認容し、その余は本案について理由がないと一応判断されるので却下すべきものとし、申立費用については民事訴訟法八九条、九二条但書を適用して主文のとおり決定する。

別紙 (図面省略)

別紙(一)

## 行政処分執行停止申立書

申立の趣旨

申立人らが被申立人に対してなした昭和四六年七月三〇日付申請の集団行動(名称・佐藤来広、式典出席反対、被団協の援護法制定要求支持行動、実施・四六年八月六日、七時から、実施場所・広大正門前~白神社交差点~平和公園正面入口)の許可申請につき、被申立人が四六年八月三日付でなした申請の進路の終点を平和大橋東詰付近南側緑地帯とし流れ解散とするとの変更処令の効力を取消訴訟の第一審判決が終了するまで停止する。

申立の原因

本件不許可処分の違憲違法性

一、違憲性について

(1) 広島県公安委員会は八月三日不当にも被爆者青年同盟申請の集団行進のコースを変更した。公安委員会は被爆者、被爆二世を断じて平和公園の中には一歩も踏み入れさせないと宣言したのである。公安委員会という行政部によつて、国民の反戦平和、核兵器反対という人間の存在に関する要求がへし折られたのである。権力によつて、国民の表現への絶対的要求は一顧だにされず秩序を乱す不逞のやからの行動とみなされたのである。

「……ありきたりの請願方法は、我々市民の多くにとつてはなきに等しいといえるかもしれないし、実際しばしばなきに等しいものであつた。議員は全く聞く耳をもたず、形式上の不服は官僚機構の迷路の中で行方不明になつてしまうかもしれな

い。テレビとラジオを支配しないもの、新聞紙の広告面を買つたり……する余裕のないものは公務従事者に近づくのに、もつと限られたタイプしかもたない。彼等の方法たる集会や請願が平和的なものである限りは防害とか迷惑だと非難すべきではない。」(Adderly V FIoridaでのダグラスの意見)この現代社会における集団行動の意味を理解しなければいけない。このことを理解した判決は、暁の星の如く少ないのである。我々は、いつまでもかかる主張を幾分かの怒りと期待とそれにあきらめの伴つた感情で行ない続けなければならないのは、実に残念なことである。 憲法二一条は「表現の自由」を保障し、「検閲」を禁止している。「事前の抑

憲法二一条は「表現の自由」を保障し、「検閲」を禁止している。「事前の抑制は憲法からみて禁止されているのである。事前の抑制は思想を画一化し、社会の進歩を全く否定する権力が行使する最も安価な手段なのである。しかし、事前の抑制にそ自由な社会の完全な敵対物であり、民主政には全く無関係なものである。検閲を否定するのはブラツクストーンでさえも認めている。或いは集団行動について場所を必要とし、又集団であることから特別の規制が必要であるとの見解があるかもしれない。仮りにそうであるとしても、本件、集団行動についてのみそうに、なかものは全く不平等である。交通妨害を行なう可能性はデモだけでなく、そのようなものについて交通の妨害になるということで公安委員会は、それを禁止してそれらの催しのために便宜をがあるであろうか。否、それ以上に、交通を禁止してそれらの催しのために便宜をはかつているのである。

いうまでもないことであるが、集団行進は単にそれが行なわれればいいというものではない。それは自らの目的のため他の人々に強い影響を及ぼすことの出来る場所と日時が保障されなければならない。申立人らの本件集団示威行進の日時は、被爆者、被爆二世の人々が今日までいかに政府権力によつて無視抹殺され、又政府被爆者「見殺し」政策に無自覚にも加担した多くの非被爆者によつて差別・分断・抑圧されてきたか、いかに無責任にその肉体的危機を放置されてきたかを訴ると共に、そうした屈辱と危機の戦後二六年間を「人間をかえせ!」という戦争責任の徹底的追求をもつて生き抜いてきた父母兄弟のその闘いを継承し、被爆者解放運動の新たな推進を自らの手で行なうことを、平和を希い核に反対する人々に訴えることにある。

佐藤首相に「あなたは一体今まで何をしてきた。そして今またあなたは一体何をしにヒロシマにやつて来たのだ?あなたは核アレルギーという国民の正当な感覚を奪い去り、被爆者を英霊にまつりあげ、二六年前のあの地獄を博物館用の骨とう品に変えてしまおうというのだ。あなたは原爆病院を訪れることはない。被爆者との対話も一切拒否した。あなたは被爆者の対立物であり、被爆者と共に進む道などあなたにはない」と告発し、糾弾することにある。

このように国有財産たる公園は全く国民のためのものから政府のために利用されるものへと転化したのである。同じ公園といっても、その法的性質は天皇主権の旧憲法下と、国民主権の新憲法下では異なるのである。この点に関して、東京地裁昭和二七年四月六日判決が充分参考にされなければならない。即ち皇居外苑の性質の変化について「皇居外苑は……旧憲法時代においては統治権者たる天皇のお住い(宮城)の前庭を兼ねた皇室苑地になつていたが、終戦時は……国有財産の一つと(宮城)の前庭を兼ねた皇室苑地になつていたが、終戦時は……国有財産の一つと(宮城)の前庭を兼ねた皇室苑地になっていたが、終戦時は……国有財産の一つと、(宮城)の前庭を兼ねた皇室苑地になっているのである。 になったということである。 いわなり様は国家の根本構造の変化に応じて皇居外苑の性格は変つたのである。 いわないはは国家の根本構造の変化に応じて皇居外苑の性格は変つたのである。 いわなりに、広島中、公安委員会ののればならない」と言つているのである。 だが、広島県、広島市、公安委員会のかのを見ると、「平和公園」全体が「被爆者から、何か侵すべからざる聖域であるかの

如く扱われている」と言わざるを得ないのである。 この点につき昭和二九年二月二四日最高裁大法廷判決が示した原則は厳格に維持 されるべきものと考える。

本件処分の根拠となつた集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例いわゆる 広島県公安条例第六条第二項は、許可基準について集団示威運動等の実施が「公共 の安全と秩序に対して直接危険を及ぼすことが明らかであると認められる場合」は コースを変更出来ると規定するが、これが右最高裁判決のいう合理的でかつ明確な 基準といえるだろうか。もとより、右文言は抽象的には極めて妥当である。しかし 公安委員会という一行政機関が事前に許否を決定するうえでの明確な基準となりう るには余りに具体性に乏しいといわざるをえない。そもそも「直接危険を及ぼすと 明らかに認められる」という規定は英米法における「明白かつ現在の危険」の理論 にならつたものと考えられ、当事者主義の下における厳格な訴訟手続に従つた事後 の刑事司法手続において用いる基準としてはそのままでも権利保障の機能を果し得るものといえよう。しかし、このような手続的保障のない事前の行政的取締の基準としては、右理諭適用の指針が具体的に示されることが必要であり、治安維持を任とし、その観点からの取締にのみたりやすい公安委員会警察官がなす許否の判断基 準としては、そのままではあまりに抽象的で濫用されている余地が充分ある。

全ての公安条例には本条例の如くに「公共の安全と秩序に対して直接危険を及ぼ すことが明らかであると認められる場合」にはコースを変更できるという文言があ この思考の原型はステロタイプと呼んでいいような「公共の福祉」=「秩序・ 公安]の優先である。個人の自由の上に公安を置いていることは明白である。そし てこれらの基本観念が極めて抽象的一般的に用いられていることである。 法が一定社会の秩序を守ることを主要目的とする手段であることはいうまでもない。しかし、他面で「秩序」であればどんな秩序でも絶対にそうではない。「秩 「秩序 そのものを主張することは国家を警察国家たらしめることであり、それは動物園の 秩序と秩大差ない」(マツキーバー)のである。公安条例や警察によつて維持され なければならない秩序とはまさに動物園の秩序でしかない。裁判所が守るべき秩序 は民主的秩序でなければならない。この民主的秩序は精神の自由を保障し、 由の活用を通じてみずからダイナミックに維持していく建前にたつ秩序である。この意味ではラスキが適切に言つたように「同意の通路は広ければ広いほどいい」の である。

個人の目由の上位におく「秩序」に現実に誰がどのような意味を付与するかが問 題になる。もし仮りに裁判所が「秩序」の論理を認めればこの理念は政治社会の現 実の場ではまちがいなく時の権力の都合のよいように意味付与されるであろう。現 に佐藤首相もいわゆる杉本決定に対する「異議申立」についての国会答弁で公言し ている。即ち、首相によると、行政事件訴訟法二七条の規定を発動した「事の起こりは、公共の福祉、それは一体どういうことか。政府におきましては当然、公共の福祉の解釈権をもつておる。そのことをひとつ御了承願いたい」(第五五国会衆会福祉の解釈権をもつておる。そのことをひとつ御了承願いたい」(第五五国会衆会 議録二号)ということになる。このように裁判官は支配の現実を常に追認するだけ の道具になりかねない危険性をもつているのである。

以上述べたように広島県公安条例第六条第二項は憲法二一条に違反する無効なも のである。

全ての日本国民が国政に参加し、国政のあらゆる領域を監視する必要があ るのである。民主々義者・自由主義者・コミユニスト・左翼・フアミストも天皇制 を支持するものもそれに反対するものも同じように国民としてその主権を行使す る。かの日中一五年戦争においては共産主義者・社会民主々義者・自由主義者等を 非国民として迫害弾圧することを通して忌わしい侵略戦争を遂行していつたのであ る。しかして今再び被申立人は佐藤来広に反対し反戦平和を願い核兵器に反対する 人々を非国民として取扱い基本的人権の保障から除外されると主張しているのであ る。行政権力は、濫用によつて市民的権利を封殺してはならない。憲法一四条は、 法の下の平等を保障し、思想による差別を禁止している。本件変更処分は、全くこの平等条項に違反することは明らかである。

従つて、本件変更処分は集団行進自体を禁止するものであり、思想によつて差別 を行なうものであり、憲法二一条、憲法一四条に明らかに反するものである。 本件処分の違法性

仮に右規定が合憲であるとしても本件処分は広島県公安条例第六条第二項にいう 「公共の安全と秩序に対して直接危険を及ぼすことが明らかであると認められる場 合」になされたものとは到底いい得ない。

即ち、本件集団示威運動の主催団体は被爆者青年同盟である。

即ち、被爆者青年同盟は被爆者及び被爆二世の団体であり、日本国憲法擁護、反戦平和、核の禁止を目的とする民主的かつ平和的団体であつて、従来より違法行為がなく逮捕者を出したこども殆んどない。

しかも当日の参加予定者数は約五〇名程度であり、人数の点よりみても「公共の安全と秩序に対しで直接危険を及ぼすことが明らかであると認められる場合」に当たらないことも明白である。

・ 更に市民との間の混乱についても何ら問題ない。それは申請団体の性格、規模、 過去の実績からみても明白である。

もう一つの理由は、本件集団行進は右翼団体を刺激し、相当激しい衝突等不測の事態が発生することが明らかであるということである。しかし本件集団行進の性格からみてかかる事態が発生することはありえない。そしてこのことは本年四月の天皇来広の場合に、右翼団体はデモの執行停止が認められたにもかかわらずデモを行なわなかつたことからも明らかである。更に集会の自由を保障するために右翼団体を規制することこそ公権力の任務である。更にいわゆる内ゲバということも問題にはならない。

以上、述べたように本件集団行進は公安条例第六条第二項に該当しないことが明らかである。しかるに、本件集団示威行進は前記制限によつて、右行動が制約され、これによつて受ける損害は回復しがたいものといわざるをえない。申立人が本件集団示威行進の責任者として又、自らも右行動に参加するものとして、本執行停止の申立に及ぶ次第である。 別紙(二)

意 見 書

申立の趣旨に対する意見 本件申立を却下する。 申立費用は申立人の負担とする。 との裁判をすべきものと思料する。

理由

第一 申立人の申請にかかる集団示威運動について一部変更許可処分を行なつた理由

例年の如く、 、八月六曰午前八時から同八時四〇分までの間、広島市主催の原爆 死没者慰霊式と平和祈念式(以下「祈念式典」という。)が平和記念公園内の原爆 慰霊碑を中心として行なわれる。祈念式典の参加人員は、昭和四四年が約四九、〇 〇〇人、昭和四五年が約五万人であつたが、今年は佐藤首相が祈念式典に出席され ることもあつて五万人を上回る人が参加するものと予想されている。平和記念公園 に五万人を上回る参加者が一時にに集合すると、殆んど立錐の余地もないと言つてもよい程の混雑を呈することになる。そして、五万人以上の参加者のうち、多くは、婦女子を含めた一般市民であり、その中には年老いた被爆者も相当数含まれて いるものと考えられる。これらの参加者は、祈念式典が始まる午前八に間に合うよ うに、遅くとも、午前六時頃から三々五々元安橋、平和大橋等を通つて平和記念公 園に集つて来る (疎乙第一号証乃至四号証) 。平和記念公園の地形上、そこでの祈 念式典に参集するには、相生橋(幅七・二米、長六三・六米)、本川橋(幅八・八 思式典に参集するには、相生橋(幅じ・二木、長八二・八木)、本川橋(幅八・八米、長七四・三米)、西平和大橋(幅一五米、長一〇九・八米)、平和大橋(幅一三・四米、長八六・二米)、元安橋(幅七・九米、長一五一・九米)と平和大橋と西平和大橋間の平和大通(幅一六・四米、長三五〇米)のいずれかを渡つて、公園内の通路を通り、原爆慰霊碑附近に参集することになる(疎乙第五号証)。従つて、五万世に出席するが、ぜいぜい二、三時間の間にこの六つの進入が8月20日にある。 て祈念式典に出席すべく、平和記念公園に集つて来れば右各進入路および公園内の 通路は相当の混雑を呈する。このことは、祈念式典終了後参加者が帰路につく時も 同様である。すなわち、午前八時四〇分に祈念式典が終了した後参加者の多くは平和記念公園内にある原爆慰霊碑、納骨塔や供養塔などに参拝してから帰路につくため、例年、式典終了後約二時間位は、公園内の通路や前記六つの進入路は混雑する状況にある(疎7第三号証) さらに 木丘け 佐藤首知にけ 佐舎土曲後約二〇 状況にある(疎乙第三号証)。さらに、本年は、佐藤首相には、祈念式典後約三〇 分位平和資料館等を見学され、その後、広島市舟入幸町にある広島原爆養護ホーム を訪問される予定になつているので(疎乙第六・七号証)、例年以上に、祈念式典 後も公園内の通路や前記の進入路は混雑するものと予想されている。(疎乙第三号 証)

- 他方、佐藤首相の来広が報道されると、被爆者青年同盟や、八・六反戦集会広

島県統一実行委員会(広大全共斗や広島県反戦青年委員会などの新左翼系各種団体で組織されている)の呼びかけで、本年六月二六日に広島市へ東京から九州までの各地より一〇九団体、約二〇〇名を集めて、被爆二六周年八・六広島反戦集会全国統一実行委員会(以下、「全国委員会」という。)が結成された。そして、八月六日前後に広島市に全国から学生、反戦労働者など約五、〇〇〇名を動員し、八月四日から六日まで三波にわたる佐藤首相の来広および祈念式典出席の実力阻止斗争を行ない、八月六日は午前中のデモの後、午後、平和記念公園で反戦集会を開き、七日も討論集会をもつこと等の方針を決めた。(疎乙第八、九号証)

全国委員会およびその傘下の諸団体は、佐藤首相来広および祈念式典出席の実力阻止斗争の一環として、各種の街頭活動を行なつた(疎乙第一〇号証)ほか、別紙(一)のように、八月六日午前中に平和記念公園周辺を目指す多数のデモ行進の許可申請を被申立人に対してなしてきた。そのデモ行進の進路を仔細に検討すると、同日午前七時頃より午前一〇時乃至一一時頃までの間平和記念公園へ通づる前記六つの進入路および同公園内の通路を数千名の者がデモ行進によつて制圧する結果になる(別紙(二)参照、疎乙第一一号証乃至一九号証の各一)。

このようなデモ行進の進路と全国実行委員会およびその傘下諸団体の佐藤首相の 来広および祈念式典出席の実力阻止というデモ行進の目的とを併せ考えると、佐藤 首相が同日午前八時より午前八時四〇分まで行なわれる祈念式典へ出席するため平 和記念公園に到着する際および祈念式典終了後同公園を退出する際をとらえて、全 国委員会およびその傘下の諸団体は、統一の意志のもとに、集団示威運動という実 力に訴えて佐藤首相の行動を阻止し、或いは佐藤首相に対する抗議の行為に出ることを意図していることが明らかである。

(疎乙第二二号証乃至二五号証) このように違法行為による逮捕歴を有する者に率いられかつ参加者も従前よりし ばしば違法行為を繰り返した者であり、今回の闘争で実力阻止を標榜していること も併せ考えると、必ずや本件デモ行為においても違法な行為に及ぶことが予想され るところである。

そこで、被申立人は、右のような事態を防止するため、必要最少限の措置とし て、集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例第四条、第六条第二項により、 れら各種団体の申請にかかるデモ行進の進路のうち、平和記念公園内の通路およ び同公園への六つの進入路を行進する部分については、行進を許さないものとし て、その部分について実施場所を変更してデモ行進を許可したものである。 (疎乙第一二号証乃至一九号証の各二)

申立人らの集団は全国委員会傘下の団体であり、その許可申請について被申立人 が申立人の主張のような進路の一部変更許可を行なつたのも(別紙(三)参照)、 前述の理由によるものである。(疎乙第一七号証の一)

第二 本件執行停止の申立が失当である理由

以上述べたとおり、本件一部変更許可処分は適法であり、申立人の本案の訴は理由がないので、本案について理由がないとみえるときに該当する。

また、もし本件一部変更許可処分の執行停止が認められると、前述のとおり一般 交通を著しく阻害するとともに、一般大衆に危害を及ぼすことが明らかであり、こ のことは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときに該当するものであ ることもいうまでもない。

以上、いずれの点からみても、本件申立はすみやかに却下されるべきである。

(但し別紙(二)、(三)は省略)。 別紙(一)(「総理大臣来広に関する集団運動申請一覧表」は、本書一二七二頁の 表と同一につき省略。)